令和７年（家）第３０５６号
本籍東京都練馬区豊玉南二丁目２７番地
最後の住所山梨県南巨摩郡富士川町駅前通２丁目３７７６番地ケアハウスあさひ鰍桜苑２０１号
不在者　齋藤　良子
昭和１６年８月１１日生
令和８年１０月２０日失踪宣告審判確定
甲府家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第６５号
本籍三重県津市安濃町内多1527番地
最後の住所三重県津市安濃町内多770番地１
不在者　上村　秀長
昭和23年８月20日生
令和８年10月20日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第２号
金沢市石引二丁目26番５号
申立人　吉田　惠美子
権利の届出の終期　令和８年10月15日
令和８年10月21日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　金沢市本多町一丁目305番
宅地　194.24平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局昭和10年10月31日受付第13842号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和10年10月31日賃貸借契約
借賃　１月本号と41号建１号
支払期　全期間分支払済
存続期間　３年
特約　移転、転貸ができる
賃借権者　富山市石坂2450番地
河合　外栄
２⑴土地　金沢市本多町一丁目306番
宅地　16.71平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局昭和10年10月31日受付第13842号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和10年10月31日賃貸借契約
借賃　１月本号と41号建１号
支払期　全期間分支払済
存続期間　３年
特約　移転、転貸ができる
賃借権者　富山市石坂2450番地
河合　外栄

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７９８７号
東京都品川区大井６丁目19番９号
債務者　合同会社ＡＤＨＯＣ
代表者清算人　松田　秀明
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　勉
４　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８６２号
北九州市小倉北区原町二丁目１番６号リーガルテラス103号室
債務者　弁護士法人女性総合法律事務所ラレーヌビクトリア
代表者清算人　青木　洋
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山上　知裕
４　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７２号
横浜市神奈川区松本町１丁目２番５号
債務者　株式会社大和商事
代表者代表取締役　古河　新栄
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若田　順
４　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３号
福島県石川郡石川町字石田69―１、商業登記簿上の本店所在地福島県石川郡石川町字北町19番地
債務者　有限会社二瓶輪業商会
代表者代表取締役　二瓶　一夫
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯坐　聖史
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
茨城県常陸太田市山下町1203番地の１
債務者　合名会社さつて屋商店
代表者代表社員　新井　幸宏
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時30分
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１７００号
さいたま市緑区大字中尾2273番地
債務者　大明建設株式会社
代表者代表取締役　土屋　寛久
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
４　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
茨城県土浦市文京町18番８号
債務者　株式会社染谷家具
代表者代表取締役　染谷　久史
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
４　破産債権の届出期間　令和９年２月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月11日午後２時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５６８号
新潟市西蒲区巻甲2443番地
債務者　株式会社以獅子
代表者代表取締役　渡辺　大生
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩原　一馬
４　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４２０号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番11号
債務者　株式会社エスティケー
代表者代表取締役　林　有里
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　文崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１号
福岡県京都郡みやこ町豊津１番地12
債務者　マキシムプロダクト合同会社
代表者代表社員　永野　徹
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　俊博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
福岡地方裁判所行橋支部破産係